

# 文部科学関係の寄附の現状



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

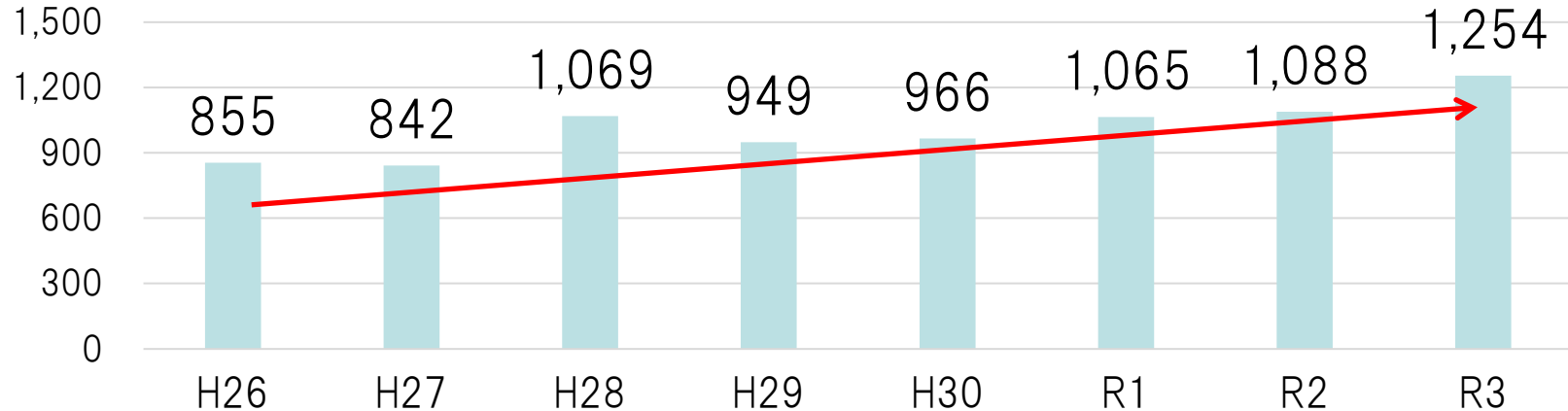
# I 寄附実績の動向



# 国立大学法人への寄附の状況

## ■国立大学法人への寄附の推移(年度)

(億円)



## ■寄附の内訳

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
現金寄附額	728億円	763億円	※1 865億円	810億円	897億円	915億円	※4 998億円	※6 1,195億円
現物寄附額	127億円	79億円	※2 205億円	139億円	68億円	※3 150億円	※5 90億円	59億円

(注)現物寄附額には、国立大学法人の役職員への補助金・助成金等(科学研究費補助金など)を財源として取得された資産に係る分を含めていない。

※上記に含まれる大型寄附は次のとおり。

※1 東京工業大学(30億円)

※2 名古屋大学(77億円)、名古屋工業大学(73億円)

※3 京都大学(61億円)

※4 東海国立大学機構(20億円)

※5 東北大学(12億円)、大阪大学(17億円)

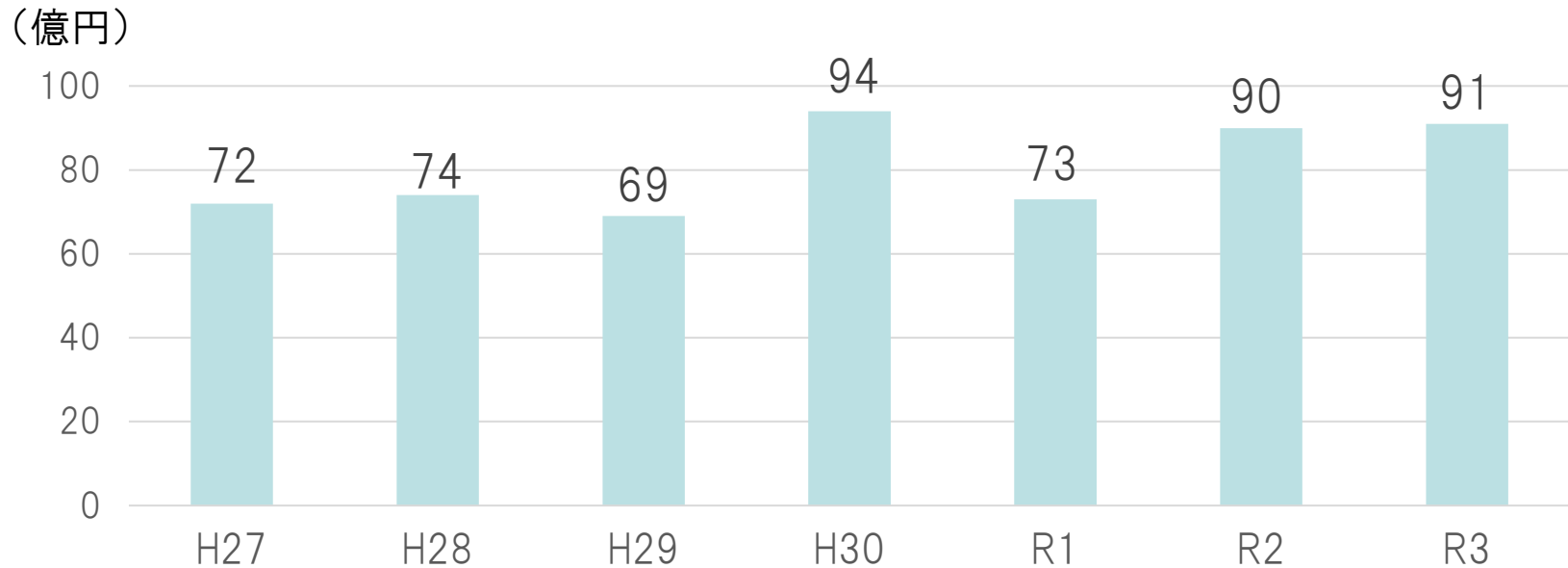
※6 千葉大学(30億円)、京都大学(255億円)

(出典)文部科学省高等教育局国立大学法人支援課調べ



# 公立大学への寄附の状況

## ■公立大学への寄附の推移



## ■寄附の内訳

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
現金寄附額	64億円	59億円	62億円	76億円	65億円	77億円	82億円
現物寄附額	8億円	15億円	7億円	18億円	8億円	13億円	9億円

(出典)公立大学実態調査 文部科学省高等教育局大学教育・入試課調べ



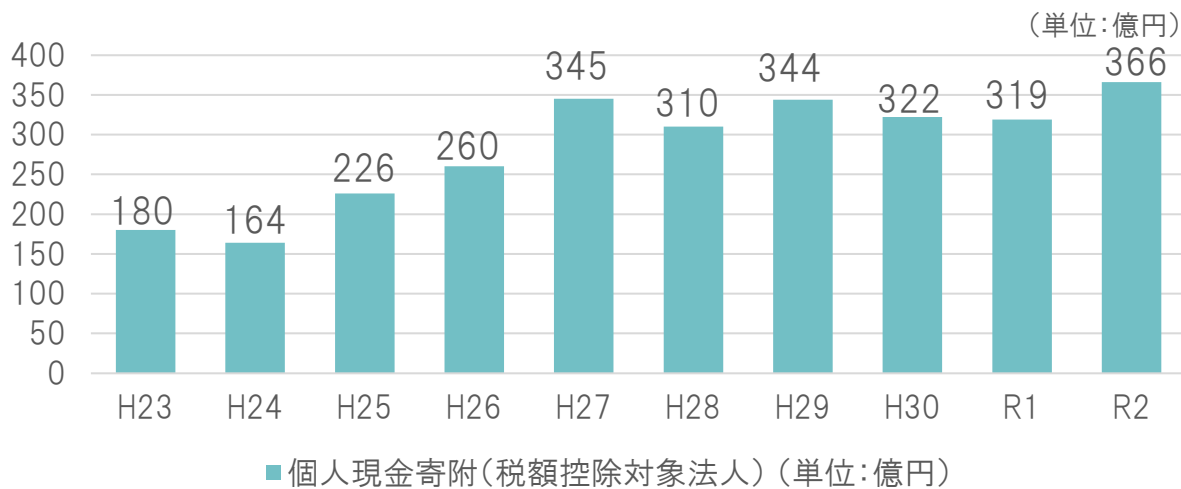
# 学校法人への寄附の状況

## ■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

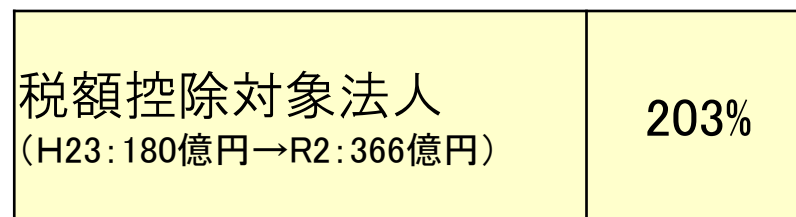
	H29	H30	R1	R2	R3
寄附金収入額	1,341億円	1,269億円	1,302億円	1,418億円	1,304億円
現金による寄附	1,056億円	1,031億円	1,119億円	1,121億円	1,005億円

【出典】私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和4年版)」より文科省作成

## ■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



## ■個人現金寄附額の増加率



※ 文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。  
 ※ 税額控除対象法人に対する個人現金寄附額について、学校法人の寄附者に対する税額控除制度が開始した、平成23年を始点として各年度の寄附金額を比較したものの。

# 研究法人、文化関係独法への寄附の状況

## ■国立研究開発法人(8法人)への寄附の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
寄附金収入額	5.3億円	5.0億円	9.6億円	6.1億円	4.7億円
個人寄附額	0.1億円	0.3億円	0.3億円	0.3億円	0.9億円
法人寄附額	2.9億円	3.3億円	6.7億円	4.4億円	2.2億円

※各年度の決算ベースで計上されている収入を記載。

※個人・法人寄附額については、両者を分けて集計することのできた法人の合計額。

※R1は、JAMSTECにおける海外コンソーシアムからの大型寄附を含む。

## ■文化法人(日本芸術文化振興会、国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館)への寄附の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
寄附金収入額	23.1億円	22.9億円	21.4億円	24.0億円	27.3億円
個人寄附額	1.6億円	2.0億円	1.5億円	1.2億円	4.8億円
法人寄附額	21.5億円	20.9億円	19.9億円	22.8億円	22.5億円



# 研究大学における寄附の受入れ状況

基金を造成していくためには、寄附金等の受入れ額を増やしていくことが必要。寄附金については我が国においても増加しているものの、諸外国との差は依然、大きい。

大学名	2005年 寄附受入額	2019年 寄附受入額	増減率
北海道大学	24.1億円	25.0億円	3.7%
東北大学	44.2億円	33.4億円	▲24.4%
筑波大学	12.4億円	28.1億円	126.1%
東京大学	98.0億円	103.6億円	5.7%
東京工業大学	10.7億円	15.0億円	40.5%
名古屋大学	20.6億円	42.2億円	104.7%
京都大学	74.6億円	121.9億円	63.4%
大阪大学	44.8億円	59.9億円	33.8%
九州大学	24.0億円	36.0億円	50.0%
慶應義塾大学	98.5億円 (2006年)	99.1億円	0.6%
早稲田大学	39.4億円	28.3億円	▲28.2%

大学名	2006年	2019年	増減率
スタンフォード大学	1,002.3億円	1,223.5億円	22.1%
ハーバード大学	654.4億円	1,516.9億円	131.8%
カリフォルニア大学 バークレー校	270.6億円	605.7億円	123.8%
カリフォルニア大学 サンディエゴ校	203.4億円	317.9億円	56.3%

※VOLUNTARY SUPPORT OF EDUCATION, Council for Aid to Educationより作成。  
\$1=110円として計算。

大学名	2006年	2019年	増減率
オックスフォード大学	—	152.3億円	—
ケンブリッジ大学	—	150.4億円	—
ユニバーシティカレッジ ロンドン	—	54.7億円	—

※各大学の財務報告書のdonation and endowmentの数値。￡1=135円として計算。

※国立大学は財務諸表における寄附金当期受入額、私立大学は事業報告書内収支計算書の寄附金収入の数値。

# 寄附の受入れ拡大に向けた今後の課題

人口の減少や、それに伴う授業料収入の減少が見込まれる中、学校法人等が財源を安定的に確保していくためには、寄附などの自主財源の拡大、外部資金の導入増加を図ることが求められている。

## 第6期科学技術イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)

### 第2章2(3)大医学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張

#### (c)具体的な取組

#### ②戦略的経営を支援する規制緩和

○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、

**大学の自主財源の拡大**を促進する。

## 教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

○教育研究の質向上に向けた基盤の確立

・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、**外部資金導入の増加**など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。

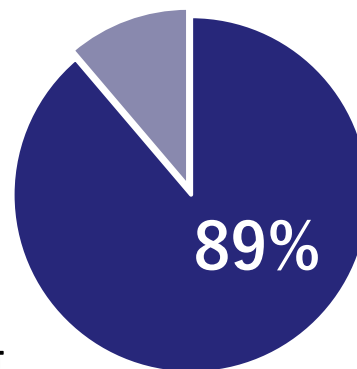
一方で、寄附者が所得控除を受けられる特定公益増進法人の割合は、

- ・大臣所轄学校法人においては594/669法人(88.9%)
- ・都道府県知事所轄学校法人においては、1190/7111法人(16.7%)にとどまっており、

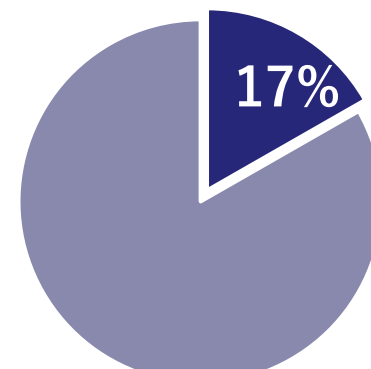
学校法人によっては、寄附を集めることへの課題意識が低い、メリットを認識していないなどの課題がみられる。

➡ **学校法人等における寄附文化の醸成・底上げが必要**

大臣所轄学校法人



都道府県知事所轄学校法人



特定公益増進法人の認定を受けている学校法人の割合





# Ⅱ 寄附促進に係る諸制度



# 文部科学行政分野への寄附に係る税制優遇の概要

## ■ 寄附に係る所得税、法人税の税制優遇

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究 法人(独法)	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円)の40%を所得税額 から控除	×	○ (PST要件)	△ (※1)	×	○ (PST要件)
法人 税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本等×0.1875%) を損金算入	△	○	△	○	○
	国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を 通じた場合) (※2)	○	△ (※3)	△ (※3)

※1 修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業については税額控除が認められる。

※2 私立の大学等を設置する学校法人等の設立に必要な費用に充てられる企業等からの寄附金については、全額損金算入ができる指定寄附金の対象となる。(詳細はP14)

※3 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。



# 国立大学法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置の特例について

現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン(値上がり益)がある場合、当該金額に対しては所得税(みなし譲渡所得課税)が寄附者に課せられるところ…

寄附時の価額

取得時の価額

値上がり益

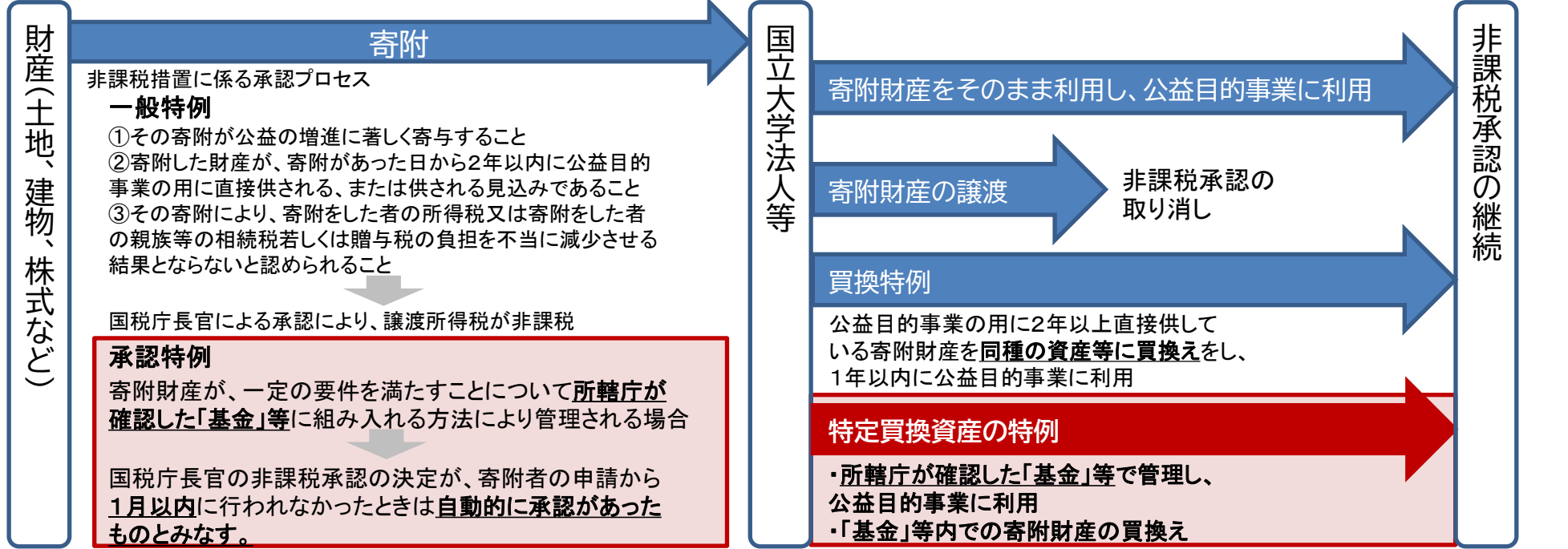
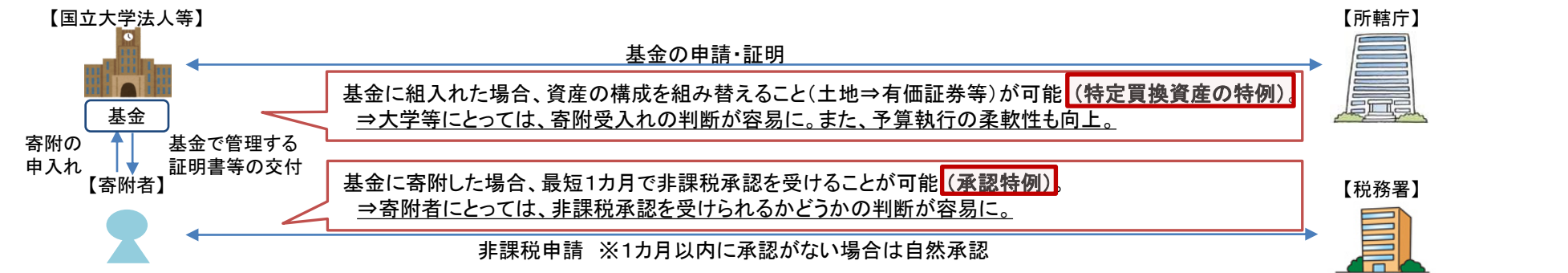
譲渡所得(課税)

国立大学法人等への寄附

国税庁長官の承認

非課税

公益目的事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。さらに、国立大学法人等への現物資産の寄附については、以下の特例による非課税承認を受けることが可能。



より詳しい制度の詳細はこちら→  
 - 国税庁リーフレット [http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin\\_01.pdf](http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin_01.pdf)  
 - 国立大学法人等向け申請の手引き [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/1403895.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895.htm)  
 - 公益認定法人向け申請の手引き <https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

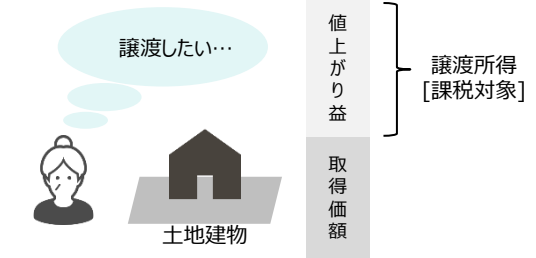
# 学校法人に対する現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置について【所得税等】

## みなし譲渡所得課税とその特例について

土地・建物・株式などの財産を法人に寄附する場合（現物寄附）、通常はその財産を取得した時の価額から現在の価額への値上がり益（譲渡所得）に所得税が課税される。

一方で、**現物寄附を学校法人に行う場合**、一定の要件※を満たすと、国税庁長官の承認により**非課税**となる。

※以下の2つの特例のいずれを活用するかによって要件が異なる



### 承認特例

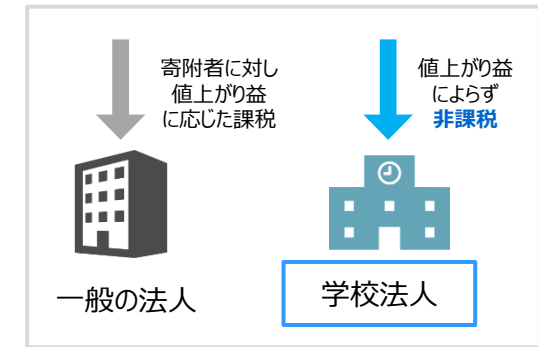
#### 【要件】

- ① 寄附者が寄附先の学校法人の理事等でないこと
- ② 寄附された財産が学校法人会計基準の基本金に組み入れられること
- ③ ②に関する理事会の決定があること 等

### 一般特例

#### 【要件】

- ① 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ② 2年以内に学校法人の目的とする事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ③ 寄附により、寄附をした人又はその親族等の税負担を不当に減少させる結果にならないこと 等



## ポイント 寄附者にとって学校法人を現物寄附の相手先とすると税制優遇が受けられる

より詳しい制度の詳細はこちら → 国税庁リーフレット [0020006-125.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/publication/leaflet/0020006-125.pdf)

## 寄附された財産の買換特例について

みなし譲渡所得課税の特例を活用した場合、公益目的事業に利用し続けないと非課税の承認が取消しとなる。

ただし、**学校法人が受け入れた現物寄附を買換えるとき**、一定の要件※を満たすと、**非課税承認が継続**される。

※以下の2つの特例のいずれを活用するかによって要件が異なる

### 特定買替資産の特例

#### 【要件】

会計基準の**基本金に組み入れて**管理、**寄附財産の譲渡による収入全額で買換資産を取得**し基本金で管理すること

### 買替特例

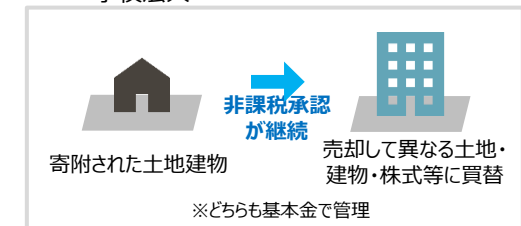
#### 【要件】

公益目的事業の用に2年以上直接供している寄附財産を**同種の資産**等を買換えをし、公益目的事業に利用すること

## 特定買替資産の特例の場合



学校法人



## ポイント 学校法人にとっては、買替も選択肢に入れられるため寄附受入れの判断が容易に

より詳しい制度の詳細はこちら → 「[租税特別措置法第40条の規定による承認申請書](https://www.nta.go.jp/publication/leaflet/rental-tax-exemption)」の記載のしかた | 国税庁 (nta.go.jp)

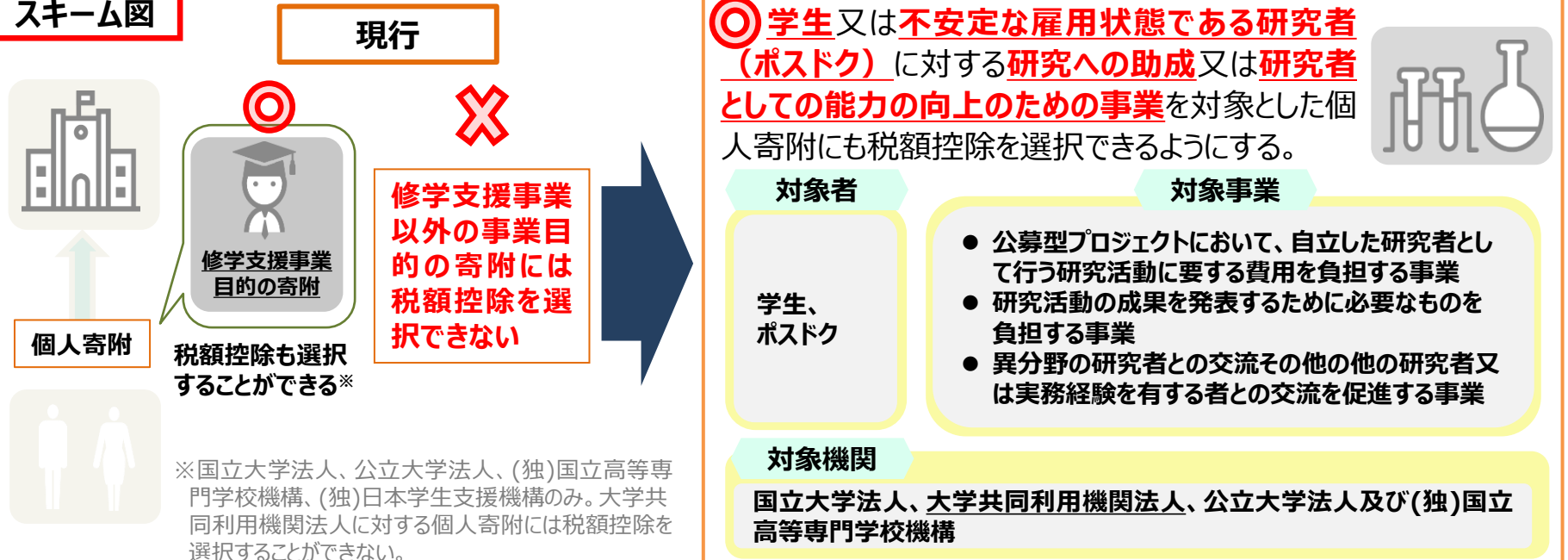
# 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大 (内閣府との共同要望)【所得税】

R2改正

## 改正内容

- 現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、**経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業**（修学支援事業）を対象とする場合に限り、税額控除が選択できる。
- 今回の措置により、これらの機関及び大学共同利用機関法人が行う**学生やポストドク**に対する**研究助成・能力向上のための事業を対象とした個人寄附**にも、**税額控除を選択できるよう**にする。

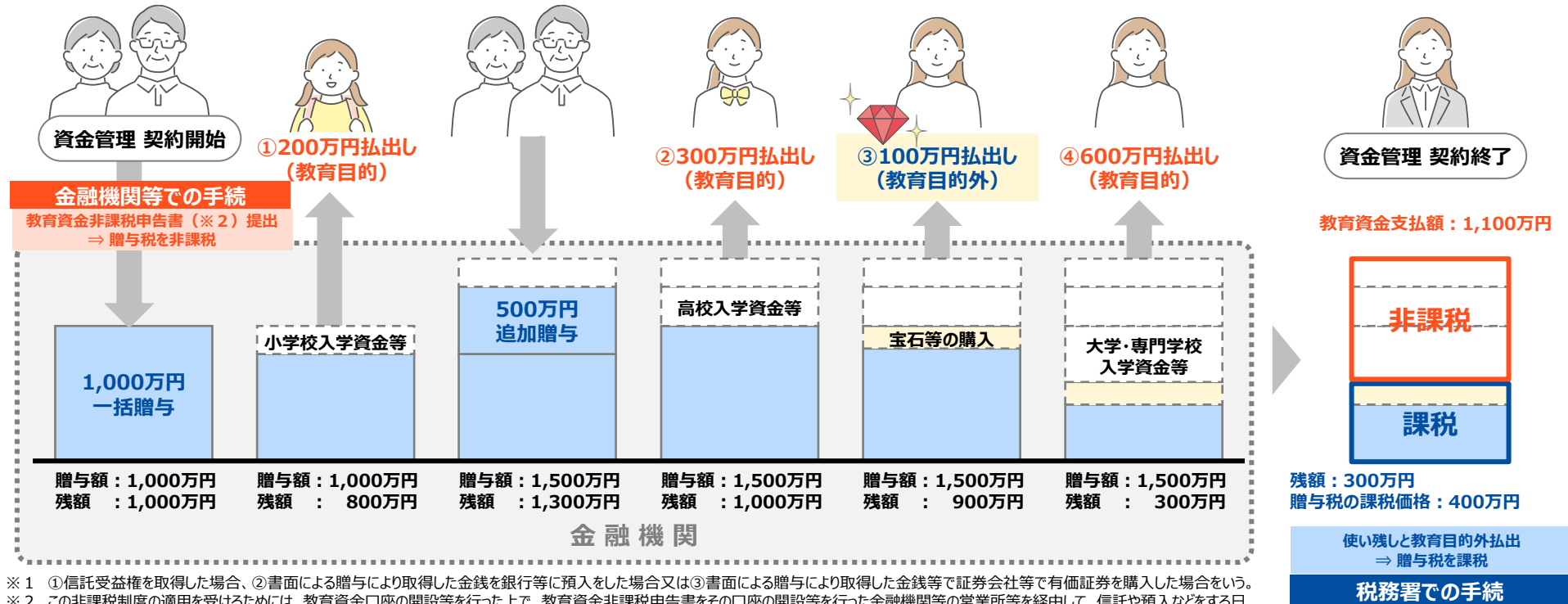
## スキーム図



# 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

## 制度概要

30歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、金融機関等との一定の契約に基づき（※1）、**教育資金**に充てるため贈与を受けた場合、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出（※2）することにより、**1,500万円**までの金額に相当する部分の価額については、**贈与税が非課税**となります。（平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間の特例。令和5年度税制改正により所要の見直しを行った上で適用期限が3年延長されました。）



- ※1 ①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合をいう。  
 ※2 この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書をその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出等をしなければならない。（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされる）

## 教育資金贈与信託の実績（令和5年3月末時点）

- 制度創設から令和5年3月末までで累計で**契約件数約26万件**、**信託財産設定額は約2兆円弱**。
- 教育資金としての払出額は**約9千6百億円**。
- 令和4年度の**新規契約は約1万件**。

## 制度利用者の声

- 信託協会が実施した調査（※）によると、本制度がなかった場合、「**進学等を諦めた**」と回答した割合は**約3割**。
- そのほか、信託協会が実施した調査において
  - ・まとまった金額で使途が教育に限られることが、**子供の可能性を広げるために積極的に利用しよう**という思考に繋がった。
  - ・お金の余裕ができたので、**子供と一緒にいられる時間ができた**。などの声も寄せられている。

（※）出典：一般社団法人信託協会「教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケート調査」（2022年10月）

# 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を 指定寄附金の対象とすることについて

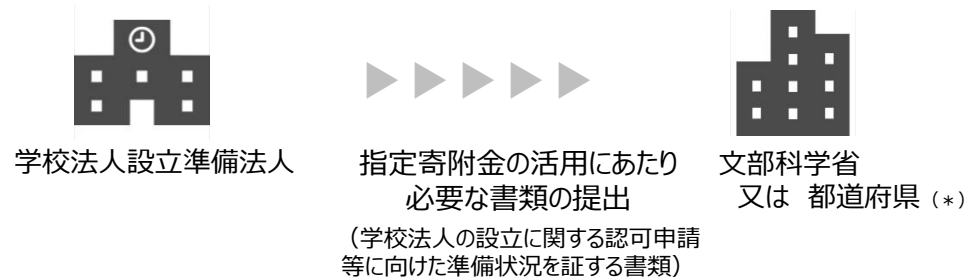
4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金について、**一定の要件**を満たしたものについては、**その寄附額の全額が指定寄附金の対象**とされることになりました！

## 対象となる寄附金の要件

- 学校法人等の**設立に必要な費用に充てられるもの**
- 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
- **学校法人等の設立前にされる寄附金**で、**法人税法施行令第75条に規定する寄附金**に該当するもの
- 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに**認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金**

## 寄附金募集までの流れ（イメージ）

### ① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出



(文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)

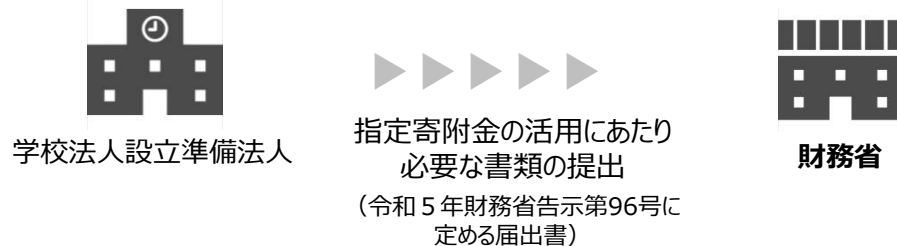
- 設立趣意書
- 設立決議録
- 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等



提出先において書類を確認し、問題がないようであれば、当該準備法人に対し、「**指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書**」を交付します。

(\*) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省  
専修学校を設置しようとする場合…都道府県

### ② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出



(財務省への提出が必要な書類)

- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
- 寄附金募集要綱
- 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し 等



財務省において所定の届出書の提出を確認でき次第、財務省から当該準備法人に対し、「**学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書**」を交付します。**財務省からの受理書の交付をもって、本指定寄附金の活用が可能になります。**

▶ 本指定寄附金の活用については、まずは **文部科学省私学行政課 法規・企画係**（電話：03-6734-2527）にご相談ください！

# ふるさと納税について

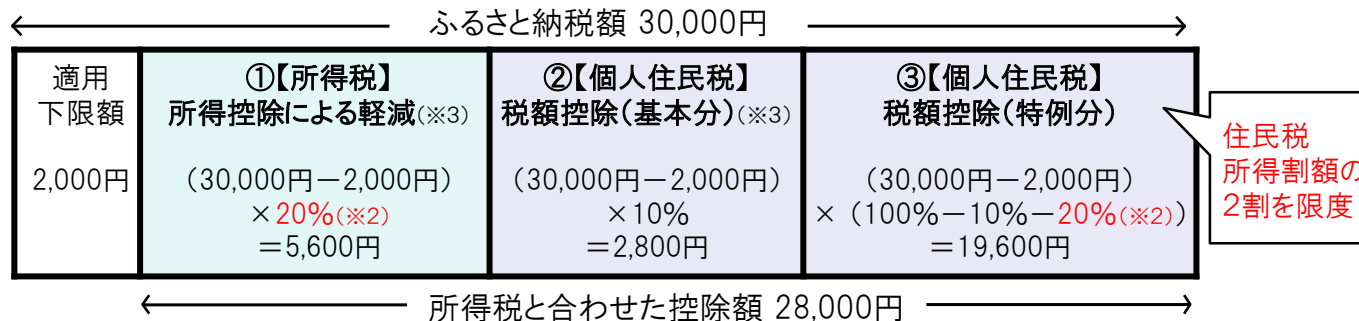
## 制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。  
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。

## ふるさと納税に係る控除の概要

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率が軽減)
  - ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
  - ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率)
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

【控除イメージ】 例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く**28,000円が控除**される。



※2 所得税の限界税率であり、年収により0～45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

出典：[ふるさと納税制度の概要 \(soumu.go.jp\)](http://soumu.go.jp)

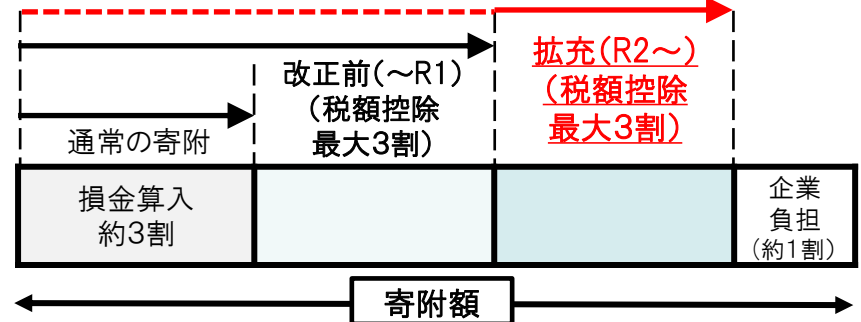


# 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

## 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
  - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
  - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
    - ①不交付団体である東京都
    - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
  - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

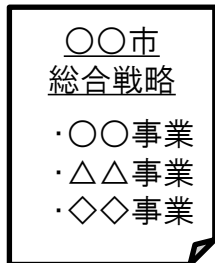


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

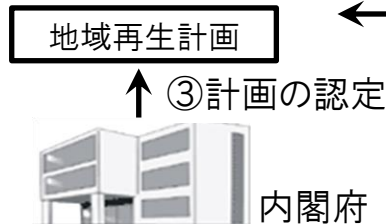
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

## 活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



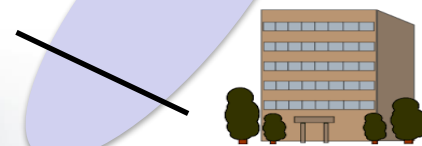
②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



企業



⑤税額控除



企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,543市町村(令和5年4月1日時点)

出典: 制度概要 (chisou.go.jp)

詳しくは、企業版ふるさと納税ポータルサイト

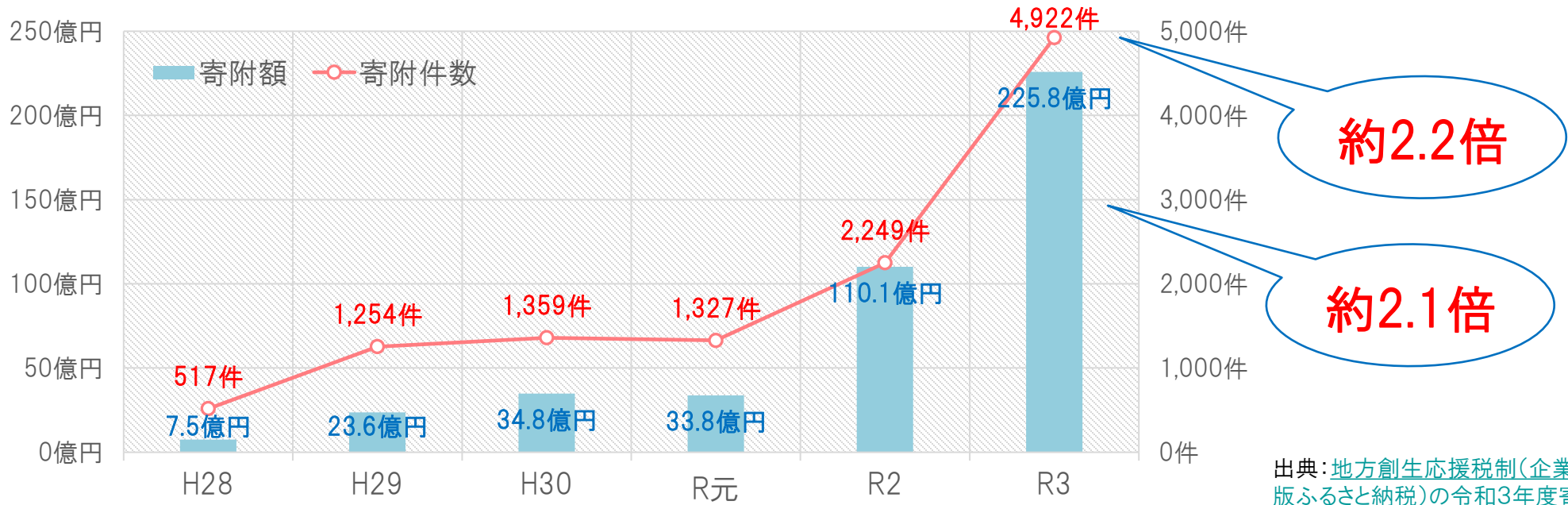
検索

【問合せ先】 内閣府地方創生推進事務局 / 電話: 03-6257-1421 / メール: kigyou-furusato@cas.go.jp

# 企業版ふるさと納税 令和3年度寄附実績

○ 令和3年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による**税額控除割合の引上げ等もあり**、金額・件数ともに**大きく増加**。（金額は前年比約2.1倍の約225.7億円、件数は約2.2倍の4,922件）

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	R3年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	<b>225.8億円 (+105%)</b>	435.4億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	<b>4,922件 (+119%)</b>	11,628件



# ふるさと納税制度・企業版ふるさと納税制度の大学等での活用事例

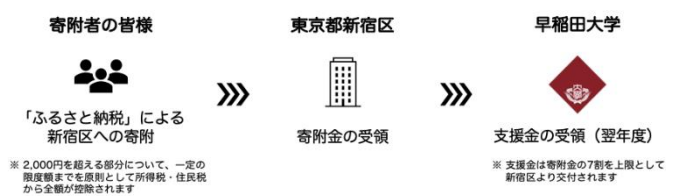
- 地方自治体は「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」制度を活用し、地域振興に向けた寄附の増進を図っている。
- 大学、高専においても、自治体が提案する「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」制度と連携し、寄附を募集している法人がある。以下、事例を紹介する。

## 【早稲田大学】（東京都新宿区、中央区）

キャンパスの所在地である、新宿区及び中央区のふるさと納税制度を通じて、寄附受付期間（1～12月）終了後の翌年度に、寄附金の7割を上限として早稲田大学へ支援金として交付される。

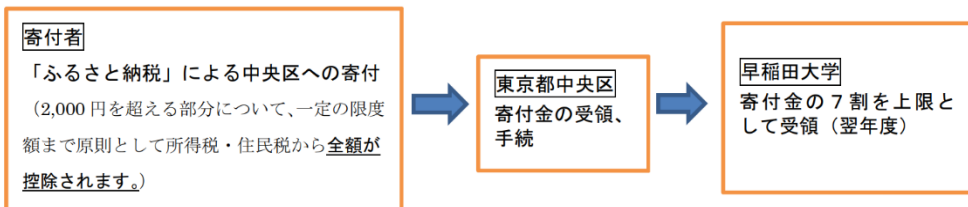
集まった寄附金は、それぞれの区で活動する学生への支援や、設置施設の運営等に活用されている。

- ・「ふるさと新宿区わがまち応援寄附金」制度による早稲田大学へ支援



(出典：<https://kifu.waseda.jp/contribution/furusato>)

- ・「ふるさと中央区応援寄附」制度による早稲田大学への支援



(出典：<https://kifu.waseda.jp/contribution/furusato/furusato-chuo>)

## 【長岡工業高等専門学校、長岡技術科学大学等】（新潟県長岡市）

長岡市は「企業版ふるさと納税」“学生×企業の学び・チャレンジを育む”地方創生プロジェクト（NaDeC構想）を通して、地元の高専教育機関・産業界・行政の連携を促進し、産学共創や学生起業家の輩出・育成、地元就職の支援を実施している。



(出典：<https://www.furusato-tax.jp/enterprise/140>)

## 【広島商船高等専門学校、呉工業高等専門学校等】（広島県竹原市）

竹原市は企業版ふるさと納税を活用して、高等専門学校生の起業に必要な知識・経験を育成する事業を行う事業者に対し、必要な支援を実施している。

- 事業期間：令和4年度～
- 予算額：2,300万円（企業版ふるさと納税寄附金を財源とする。）
- 事業内容：ワークショップ、実証実験

(出典：<https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/R04toushoyosangaiyou.pdf>)

# ふるさと納税を活用した自治体・学校法人の取組事例①

## 【兵庫県神戸市】コロナ禍での学生支援から未来の神戸づくりに向けた助成制度へ

神戸市では、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症により、学修活動や日常生活への影響が懸念される学生を支援する「KOBE学生サポート 市内大学等応援助成」事業を実施。学生への経済支援や食料支援、マスク等の配備に係る経費等を大学、短期大学、専修学校に対して補助。令和4年度からは学生支援に加えて、地域や企業との連携に係る経費、市民向け公開講座を含む大学等での社会人の学び支援に係る経費なども補助対象として拡大。



ふるさと納税を活用した自治体・学校法人の取組事例集はこちら！

### 大学等への補助の流れ

**神戸市担当者** ふるさと納税の寄附者が、寄附する学校を指定します。神戸市において、受け付けた寄附を集計し、寄附額から返礼品の事務経費を除く金額の7割（最大9割）を基準に大学等への助成金に活用します。残りを神戸市が実施する大学連携等の事業に活用しています。



#### 大学等への補助の流れ



**神戸市担当者** 私立学校への直接の寄附にも税額控除などの税制上の優遇制度があります。それらとの区別をつけるために、ふるさと納税では、「**大学等への支援が学生支援も含め神戸市の大学連携事業に還元されること**」を重視しています。



**神戸市担当者** 令和3年度までは学生支援のみの制度にしていたが、**使途を拡大してほしいという大学等からの要望も踏まえて、令和4年度から大学間連携、産学官連携の取組等の推進にも活用**できるよう補助対象を拡大しました。



### 本制度を活用したことによる喜びの声

**神戸市担当者** 50以上ある市内の大学等のうち、22の学校がこの取組に賛同し、参画してくれました。**令和3年度には、合計で900件、6,000万円を超える寄附**と数多くの学生への温かいメッセージが寄せられました。



**寄附者** 新型コロナの影響で様々な活動が制限される中でも、一度しかない学生生活を充実させてほしいという思いで寄附をしました。**寄附金を有効活用してもらえることが分かり、安心して寄附することができました。**



**大学担当者** 寄附者の皆さまからの多大なご支援のおかげで、新型コロナの影響で思い描いていた大学生活を送ることができていない学生に対して、**学内食堂の食券配布、感染者・療養者への食料支援、生理用品の無料配布など、さまざまな支援ができたこと**を心より感謝しています。



### 今後の展望

**神戸市担当者** 今後も神戸市からの支援を行うことで、学生さんが神戸市に今よりも更に愛着を持ってもらいたいと思っています。また、**大学間連携や産官学連携を更に促すことで、市内の大学等の活動が更に活発**になればいいなと思っています。



# ふるさと納税を活用した自治体・学校法人の取組事例②

## 【学校法人国際大学】（新潟県南魚沼市）

南魚沼市では、平成27年から学校法人国際大学と連携を実施。南魚沼市のふるさと納税「国際大学応援と交流の推進コース」への寄附は、国際化推進活動資金助成として納税額の90%が国際大学に交付され、留学生の奨学金等として活用。残りの10%は南魚沼市の国際化推進事業として、市内の小中学校の児童生徒を対象とした夏休みに行う「インターナショナル・ビレッジ事業」、「イングリッシュ・ビレッジ事業」や「中学生の海外派遣事業」に活用。

### ふるさと納税制度を活用したきっかけ

国際大学  
担当者



本学は学生の9割近くが外国人であり、70の国や地域から学生を受け入れています。南魚沼市の国際化に貢献するとともに、**留学生が安心して学びを継続**できるよう、奨学金を拡充したいと考え、南魚沼市に声をかけました。

### 寄附をしてもらうための工夫

国際大学  
担当者



奨学金を受け取った学生が行った活動について情報発信を行い、**寄附が有効に活用されていること**を見える化することを心掛けています。

### ふるさと納税を活用して行っていること

南魚沼市  
担当者



南魚沼市の国際化推進事業として、**市内中学生のアメリカ合衆国への派遣**や、夏休みにおける市内小中学校の児童生徒と**国際大学の留学生との交流事業**を実施しています。子供たちは実戦で英語を学び、日本と海外の文化の違いを感じてくれているようです。

## 【学校法人酪農学園】（北海道江別市）

北海道江別市では、進学や就職等を機に市外へ転出した卒業生が、母校や地元の後輩を応援できるよう、また、地域の特産品を通じて江別市と繋がる人の輪が広がるよう、市内の高等学校・大学へのふるさと納税の募集を令和4年度7月から開始。集まった寄附金の一部は、令和5年度から補助金として、高等学校・大学に交付する予定。

また、ふるさと納税を活用した学校法人との連携として、令和2年10月から学校法人酪農学園における酪農学園大学の実習で製造されたアイス等の乳製品を江別市の返礼品として提供。

### 高校・大学への補助金制度新設の経緯

江別市  
担当者



市内の学校法人から、ふるさと納税の活用に関し相談・提案がありました。市としても、**市内に4大学を有する文教都市として、コロナ禍の学生を応援したい**という思いがあり、各校と意見交換を重ね、今般の制度新設に至りました

### ふるさと納税の活用による市の利点

江別市  
担当者



江別市のシティプロモートの一環としてふるさと納税事業に取り組んでいます。ふるさと納税で**母校や地元の学校を応援しながら、返礼品をきっかけに、江別市に関心を持っていただける方の裾野を広げ**ことができると考えています。

### 酪農学園大学からの返礼品の提供

酪農学園  
担当者



実習で乳・肉製品を製造しており、大学の生協で販売していました。人気が高い商品なので、**学外の方にも是非楽しんでいただき、酪農学園大学を知っていただきたい**という思いで、江別市さんと協議を行い、返礼品に入れていただきました。

# 企業版ふるさと納税の文部科学分野での活用事例【大臣表彰事例】

## 北海道大樹町

寄附実績：910,600千円（R4.12月時点）

- 大樹町や地元企業が出資して設立した運営会社とともに、**ロケット発射場や滑走路を備えた宇宙港「北海道スペースポート（HOSPO）」を整備する**。スペースポートを中核に航空宇宙関連産業を集積させ、北海道における産業推進と地域活性化を図る。
- 令和3年度においては目標としていた**5億円を大きく上回る寄附を受け入れ**、令和4年9月には小型人工衛星打上げ用の新たなロケット発射場の建設を開始。
- 寄附等を通じてつながりをもった**80近い企業等をサポーターとして組織し、定期的にプロジェクトの進捗を報告**するなど、継続的な関係を構築。**町内の宇宙関連産業に若者が就職・移住**することで、**人口減に歯止め**がかかり始めている。



北海道宇宙サミット2022

## 兵庫県姫路市

寄附実績：19,500千円

- **事業担当課の職員が、内閣府主催のマッチング会に6回も参加してプレゼンを行った上で、訴求方法の改良を重ねた**。マッチング会で関係を持った企業との面談の後も、**本社への訪問やプレゼンの実施、事業報告を継続して行うなど、寄附獲得に向けて積極的な取組**を実施。
- 農業用ロボットを活用し、小学生親子等を対象とした遠隔での栽培体験を行い、**プログラミング教育と持続可能な農業を学ぶとともに、身体障害者へ農業体験の機会**を提供。また、アグリテックに関するアイデアやビジネスモデルを競う「**アグリテック甲子園**」の開催や、ハーブを活かしたツーリズムを推進。**デジタル技術を活用して、農業・教育・障害者の社会参画・観光など複数分野にわたる地域課題の多面的な解決**を図るもの。



アグリテック甲子園

## 徳島県神山町

寄附実績：1,225,480千円（R4.12月時点）

- 令和5年4月開校の「**神山まるごと高専**」の設立を支援。高専では、**ソフトウェアやAIなどのテクノロジー、デザイン、起業家精神**を学べるほか、**寄附を活用して奨学金制度を整備**することで、一期生の**授業料無償化**を実現。
- 中山間地域の過疎の町でありながら、**サテライトオフィスの進出により「地方創生の聖地」と呼ばれる**当町に、初めてサテライトオフィスを設置した会社の社長がプロジェクトを立ち上げるなど、これまでの**地方創生の取組の積み重ねが新たな価値の創造につながった**。
- 学校設立により**5年間で200人の学生及び20人程度の教職員が転入**する見込みであり、町が掲げる**K P I達成に大きく寄与**。



「神山まるごと高専」校舎及び寮

